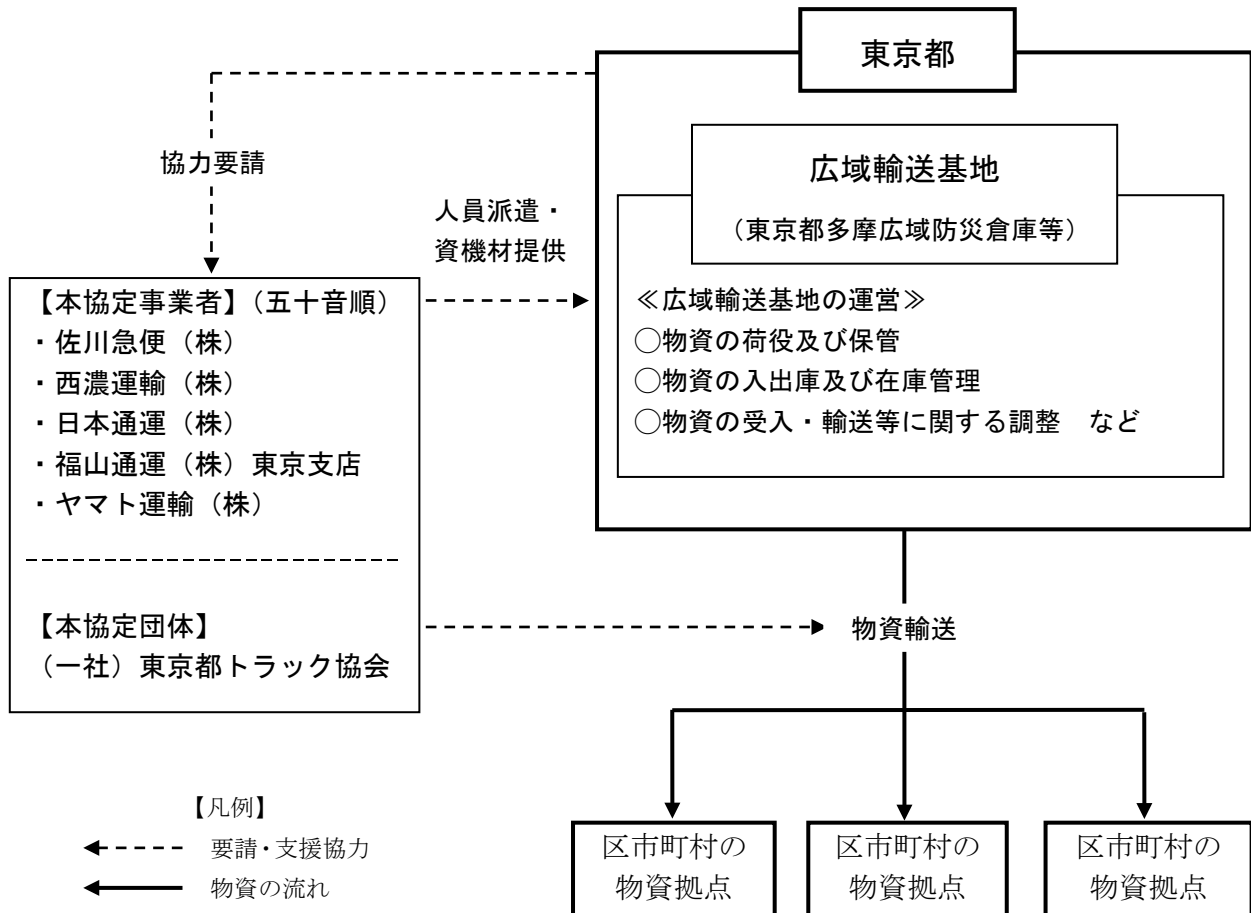


協定による支援協力のフローについて



○ 発災時に都は、広域輸送基地を開設し、本協定事業者に広域輸送基地の運営を要請します。

○ 本協定事業者は、広域輸送基地に人員の派遣及び資機材の提供を行い、物資の荷役及び保管や、物資の入出庫及び在庫管理、物資の受入・輸送等に関する関係機関等との調整などの拠点運営業務を実施します。

○ 都は、本協定団体に広域輸送基地から区市町村の施設への物資輸送を要請し、本協定団体は物資輸送業務を実施します。

※ 都は、災害時における物資供給を円滑にするため、必要に応じて、本協定事業者に対して物資の受入・輸送等に関する助言や調整等を行うことができる人員の東京都災害対策本部への派遣を要請します。